

5. 市民生活

○戸籍・住民登録等 (市全体)

1. 人口・世帯数・戸籍数

年	人口			世帯数	日本人		外国人		複数国籍 世帯数
	男	女	計		人口	世帯数	人口	世帯数	
25	60,311	63,024	123,335	44,275	120,276	42,309	3,059	1,627	339
年	戸籍								
	戸籍数	人口							
25	58,814	150,721							

(平成25年3月31日現在)

2. 各種証明書等交付

【戸籍関係】

(単位：件)

年度	戸籍謄・抄本	除籍・原戸籍 謄・抄本	戸籍・除籍 記載事項証明	受理証明	届書記載 事項証明	合計
24	23,893	19,662	8	304	388	44,255

【住民登録関係】

(単位：件)

年度	住民票 件	住民票 記載事項証明 件	広域交付 住民票 件	閲覧 件	戸籍附票 件	合計 件
24	47,200	5,843	36	451	5,100	58,630

【行政証明関係】

(単位：件)

年度	印鑑証明 件	身分証明 件	外国人登録原票 記載事項証明書 件	その他 件	合計 件
24	41,677	1,233	850	212	43,972

(〔その他〕は、埋火葬許可再交付等)

3. 印鑑登録

(単位：件)

年度	印鑑登録件数(再登録を含む)
24	3,967

4. 届出数

[戸籍関係]

(単位：件)

年度	出生	養子 縁組 離縁	婚姻	離婚	死亡	入籍	転籍	訂正 更正	不受理 申出	その他	計
24	1,462	167	1,547	287	1,732	240	393	134	24	201	6,187

[住民登録関係]

(単位：件)

年度	転入届等	転居届	転出届	世帯変更届	出生・死亡	住民票職権記載等 (出生・死亡除く)	合計
24	1,695	1,759	2,058	560	1,829	5,629	13,530

[外国人住民国籍別人口]

(単位：人)

国籍・地域	年		
	25	25	
ブラジル	1,638	1	
ポリビア	170	32	
中国・台湾	483	41	
韓国・朝鮮	107	247	
マレーシア	2	16	
カナダ	3	114	
フィリピン	205	3,059	
		計	

(平成25年3月31日現在)

5. 住居表示

年度	住居表示件数 (住居番号設定件数)
24	28

6. 住民基本台帳カード

年度	住民基本台帳カード 交付枚数
24	1,041

○国民年金

(1) 被保険者数

(H25年3月末現在)

被 保 険 者					免 除 者					免除率
第1号 被保険者	任意加入 被保険者	計	第3号 被保険者	合計	法定 免除者	申請 免除者	納付猶 予	学生 納付特例	計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
15,379	83	15,462	8,726	24,188	1,126	1,946	305	1,501	4,878	31.7

(2) 年金支払状況

国民年金

(H24年3月末現在)

(H25年3月末現在)

老齢給付	障害給付	遺族給付等	計
人	人	人	人
29,161	1,943	269	31,373

老齢福祉年金
人
8

(数値：日本年金機構調べ)

○国民健康保険（介護2号保険）

(1) 被保険者

(平成25年3月31日現在)

総世帯数	総人口	加入世帯数	加入率	被保険者数	加入率	国保被保険者数内訳				
						一般	割合	退職被保	割合	介護2号 (再掲)
44,275	123,335	16,800	37.94	30,158	24.45	27,263	90.40	2,895	9.60	10,639

(2) 国保料賦課基準

(平成24年6月1日現在)

区分		賦課額の算定方法	料率 (医療分)	料率 (後期高齢者医療 制度支援金分)	料率 (介護保険分)
応能割	所得割	課税標準額（総所得金額－基礎控除額）	7.00/100	2.50/100	1.90/100
応益割	均等割	被保険者1人につき	22,100円	7,700円	8,800円
	平等割	1世帯につき	18,500円	6,100円	5,000円

(3) 保険給付

(平成25年4月1日現在)

区分			給付割合及び給付額														
療養の給付	一般	入院	0～就学前：療養に要した費用の8割給付 就学後～70歳未満：療養に要した費用の7割給付 70歳以上：療養に要した費用の9割または7割給付														
		入院外															
	退職者医療	入院															
		入院外															
高額療養費			同一月内に支払った医療費の自己負担分（2割・3割・1割）が高額になって一定の基準（自己負担限度額）に該当すると、その基準を超えた額を高額療養費として支給 ●70歳未満の人の場合 低所得者（非課税）・・・35,400円（※24,600円） 一般（基礎控除後の額が600万円以下）・・・80,100円＋ （医療費－267,000円）×0.01（※44,400円） 上位所得者（基礎控除後の所得が600万円超）・・・150,000円＋ （医療費－50,000円）×0.01（※83,400円） ●70歳以上の人の場合														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>外来(個人)</th> <th>入院(世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td rowspan="2">8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>現役並所得者</td> <td>44,400円</td> <td>80,100円＋(医療費－267,000円)×0.01(※44,400円)</td> </tr> </tbody> </table> (※は多数該当の場合)	区分	外来(個人)	入院(世帯)	低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	低所得Ⅱ	24,600円	一般	12,000円	44,400円	現役並所得者	44,400円	80,100円＋(医療費－267,000円)×0.01(※44,400円)
	区分	外来(個人)	入院(世帯)														
	低所得Ⅰ	8,000円	15,000円														
	低所得Ⅱ		24,600円														
	一般	12,000円	44,400円														
	現役並所得者	44,400円	80,100円＋(医療費－267,000円)×0.01(※44,400円)														
	出産育児一時金		産科医療補償制度対象の出産：420,000円 左記以外の出産：390,000円														
	葬祭費		50,000円														

○後期高齢者医療制度

(平成25年3月31日現在)

(1) 被保険者数等の状況

総人口	世帯数	75歳以上人口	75歳以上／総人口
人	世帯	人	%
123,335	44,275	16,022	13.0%

被保険者総数	75歳以上	65～74歳
人	人	人
16,272	15,819	453

(2) 高額療養費

自己負担限度額

(月額)

所得区分		外来(個人ごと) の限度額	外来＋入院(世帯ごと) の限度額
			80,100円
現役並み所得者		44,400円	※医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 ※過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円(多数該当)
一般		12,000円	44,400円
低所得 (住民税非課税等)	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

(3) 保険料

平成24・25年度保険料	均等割額	41,704円
	所得割率	8.12%
	上限額	55万円

平成23年度保険料収納率	99.71%
平成24年度保険料収納率	99.75%

○福祉医療

(平成25年4月1日現在)

	区 分	助 成 要 件	所 得 制 限	受給者
県 事 業 分	【40】 乳幼児	出生から就学前までの乳幼児	なし	6,327人
	【41】 重度心身しょうがい者(児)	①身体しょうがい1、2級の人、 ②知的しょうがい重度の人、 ③身体しょうがい3級かつ知的しょうがい中度の人、 ④特別児童扶養手当支給対象児童で1級の人	本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	999人
	【42】 65～69歳老人	本人、配偶者、扶養義務者の全てが市民税非課税の世帯に属する65歳～69歳の人	本人、配偶者、扶養義務者に市民税が課税されている場合は助成対象とならない。	729人
	【43】 母子家庭	配偶者のいない女子が18歳未満の児童を扶養している家庭、および父母のいない児童	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (遺族基礎年金の所得制限)	2,385人
	【44】 父子家庭	配偶者のいない男子が18歳未満の児童を扶養している家庭、および父母のいない児童	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (遺族基礎年金の所得制限)	229人
	【45】 ひとり暮らし寡婦	以前母子家庭の母であった寡婦で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続し、今後も継続する人(65歳未満の人)	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	4人
	【46】 ひとり暮らし高齢寡婦	以前母子家庭の母であった寡婦で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続し、今後も継続する人(65歳以上の人)	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	11人
	【82】 重度心身しょうがい老人	後期高齢者医療被保険者で【41】の重度心身しょうがい者の要件に該当する人	本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	1,189人
【83、84】 母子・父子家庭老人	【43】【44】の母子(父子)家庭老人(母子・父子家庭の父母が75歳に達したとき)	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (遺族基礎年金の所得制限)	0人	
市 単 独 事 業	【47】 重度心身しょうがい者(児)	身体しょうがい3級、4級一部の人(後期高齢者医療の障害認定に該当する人)	本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	260人
	【85】 重度心身しょうがい老人	後期高齢者医療被保険者で【47】の重度心身しょうがい者の要件に該当する人	本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	541人

	事 業 名	助 成 内 容	所 得 制 限
市 単 独	子ども医療費 助成事業	小学生、中学生の入院費の助成	なし

○診療所

1. 浅井診療所

所在地 当目町84番地7
診療科 内科、小児科
医師 手操 忠善
診療時間 平日：午前9時から午後5時15分
木曜日：午前9時から午後0時30分
土曜日：午前9時から午後0時15分
休診日 日曜日、祝日、年末年始、第2・第4土曜日
※ 年末年始は、12月29日から1月3日（以下同じ。）

2. 中之郷診療所

所在地 余呉町中之郷2434番地
診療科 内科、小児科
医師 相模 龍太郎
診療時間 平日・土曜日：午前9時から午後4時まで
休診日 日曜日、祝日、年末年始、木曜日

①. 中之郷診療所今市出張診療所

所在地 余呉町今市546番地2
診療時間 月曜日：午後2時から3時30分

②. 中之郷診療所上丹生出張診療所

所在地 余呉町上丹生2483番地
診療時間 金曜日：午後2時から3時30分

3. 塩津診療所

所在地 西浅井町塩津浜1458番地
診療科 内科、小児科
医師 樋元 主税
診療時間 平日：午前8時30分から午後4時
水曜日：午前8時30分から午後0時
土曜日：午前8時30分から午後0時
休診日 日曜日、祝日、年末年始、第1・第3水曜日、第2・第4・第5土曜日

4. 永原診療所

所在地 西浅井町大浦2282番地
診療科 内科、小児科
医師 西川 剛史
診療時間 平日：午前8時30分から午後4時まで
土曜日：午前8時30分から午後0時
休診日 日曜日、祝日、年末年始、第1・第3・第5木曜日、第1・第3・第5土曜日

①. 永原診療所菅浦出張診療所

所在地 西浅井町菅浦218番地
診療時間 第2・第4木曜日：午前9時から午後0時45分

5. 浅井歯科診療所

所在地 野田町127番地
診療科 歯科
医師 林 浩志
診療時間 平日：午前9時から午後0時まで及び午後2時30分から午後6時
土曜日：午前9時から午後0時
休診日 日曜日、祝日、年末年始、木曜日

6. 中之郷歯科診療所

所在地 余呉町中之郷2434番地
診療科 歯科
医師 安福 美昭
診療時間 平日・土曜日：午前9時から午後6時
休診日 日曜日、祝日、年末年始、木曜日

○環境保全

1. 公害対策

○公害防止協定の締結

市内の大規模工場や事業活動における環境への負荷が大きい企業等に対して、公害防止及び環境保全に関する協定を締結しています。

○環境調査の実施

- ①水質：市内を流れる河川や工場排水、地下水等の調査を実施しています。
- ②大気：NO_x（窒素酸化物）、SO_x（硫黄酸化物）及びSPM（浮遊粒子状物質）の調査を実施しています。
- ③騒音・振動：北陸自動車道や一般主要道路の騒音・振動及び一般環境の騒音調査を実施しています。

○公害関係苦情発生状況の推移

全体的に油漏れ（主に「水質」に分類）の苦情が多くなっています。

年度	総計	大気	水質	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
20(2008)	50	23	10	0	4	1	0	7	5
21(2009)	64	25	17	1	4	1	0	5	11
22(2010)	77	17	31	0	10	0	0	18	1
23(2011)	50	2	31	0	3	0	0	6	8
24(2012)	68	4	24	0	14	0	0	9	17

2. 環境衛生

①ごみ分別啓発

ごみの分別や適正な処理の啓発を目的に、自治会等の団体に対し行政出前講座を行っています。

②地域美化活動

県条例に定める「環境美化の日」「びわ湖の日」を基準日に、5月30日前後に各自治会での清掃活動を推進する「ごみゼロ大作戦」、7月1日に「琵琶湖一斉清掃」、12月1日前後に「県下一斉清掃」を行っています。

③不法投棄対策

地域住民と市が協働で不法投棄を未然に防止するため、「ごみを捨てにくいきれいなまちづくり」に取り組む自治会等と「きれいなまちづくりパートナーシップ協定」を締結しています。

3. 環境創造・環境教育推進

①「環境にやさしい日」の開催

長浜市環境基本条例で、春分の日を「環境にやさしい日」と定めています。平成24年度は、3月24日（日）に、「環境にやさしい日」を開催し、省エネ啓発やグリーンカーテンの作り方講座、エコドライブセミナーなどを行いました。

②ながはまアメニティ会議支援

市民、各種団体及び事業者の総意と英知により、市民の手によるアメニティながはまづくりを目指す「ながはまアメニティ会議」の活動に対し支援を行っています。

- ③ 長浜市水生生物少年少女調査隊「みずすまし」
子どもたちが川で遊び、川で学ぶことを楽しみつつ、川の中の生き物を調べることによって、川の実態を知り、環境を見る目を養い、環境保全への関心を高めるために昭和62年に結成されました。平成24年度（第26期）は、隊員数507人（市内全小学校）が活動に参加し、これまで延べ4,283人の隊員が市内の河川を調査しました。調査結果をまとめた冊子『子どもたちが調べる水辺の生き物』を毎年発行しています。
- ④ ヨシの植栽
琵琶湖の原風景であり、多様な生態系を育むヨシ群落を復活するために、市民ボランティアの力を借りて、ヨシ苗マット10枚とヨシ苗50株を植栽しました。

4. 生活相談

- ① 消費生活相談
相談件数は合併により増えており、相談内容も多様化しています。特に特定商取引（電話勧誘）に関する相談の割合が増加しています。

年度	相談件数
20	396
21	493
22	535
23	482
24	474

- ② 長浜市消費生活フェアの開催
悪質商法の巧妙化や食品偽装、地球温暖化など、日常の暮らしが脅かされる問題が増える中で、消費者にできることは何かを考える場を提供することを目的として、消費生活フェアを開催しています。10月13日に啓発寸劇や講演会、リフォームファッションショーを行いました。
- ③ 消費学習研究会の育成指導
健全で安心な生活を送るため消費者自らが学習し実践できるよう、長浜市消費学習研究会に学習啓発事業を委託し、学習会や啓発活動を実施しています。
- ④ 消費者教育、啓発事業
消費生活相談員が出前講座を開催し、注意すべき消費者トラブルの事例等を紹介して啓発を行っています。平成24年度は、福祉ステーション等で20回開催しました。